

文教委員会資料①

1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

資料2 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

こども未来局

（令和4年2月9日）

川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

なお、指定管理者選定評価委員会については、民間活用事業者選定評価委員会の設置に伴い整理統合することとし、廃止する。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市こども未来局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 こども未来局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市保育所等整備事業者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

3 廃止する附属機関

川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会

4 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 改正 平成27年12月17日 条例第74号 平成28年 3 月24日 条例第 4 号 平成29年 3 月22日 条例第 1 号 平成30年 3 月20日 条例第 1 号 平成31年 3 月18日 条例第 1 号 令和元年 6 月28日 条例第 7 号 令和元年12月16日 条例第34号 令和 3 年 3 月24日 条例第 1 号 川崎市附属機関設置条例 (略) 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 改正 平成27年12月17日 条例第74号 平成28年 3 月24日 条例第 4 号 平成29年 3 月22日 条例第 1 号 平成30年 3 月20日 条例第 1 号 平成31年 3 月18日 条例第 1 号 令和元年 6 月28日 条例第 7 号 令和元年12月16日 条例第34号 令和 3 年 3 月24日 条例第 1 号 川崎市附属機関設置条例 (略) 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(削除)					川崎市都市 ブランド推 進事業審査 委員会	都市イメージを向上し、並 びに市民の川崎への愛着及 び誇りを醸成する事業の選 定及び評価に関して調査審 議すること。	3 人	(1) 学識経験 者 (2) 関係団体 の役職員	委嘱 され た日 から 当該 日の 属す る年

改正後					改正前				
									度の 末日 まで
川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	9人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	3年	川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	9人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	3年
川崎市公共 施設マネジ メント推進 委員会	公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用に関する方針の策定、当該方針に基づく取組その他公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	2年	川崎市公共 施設マネジ メント推進 委員会	公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用に関する方針の策定、当該方針に基づく取組その他公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	2年
川崎市総務 企画局民間 活用事業者 選定評価委 員会	総務企画局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市総務 企画局指定 管理者選定 評価委員会	総務企画局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市退職 職員の再就 職候補者選 考委員会	退職する職員のうち再就職をしようとする候補者の選考に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員	1年	川崎市退職 職員の再就 職候補者選 考委員会	退職する職員のうち再就職をしようとする候補者の選考に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員	1年
川崎市行財 政改革推進 委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱 され た日	川崎市行財 政改革推進 委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱 され た日

改正後						改正前					
					から 当該 日の 属す る年 度の 末日 まで						から 当該 日の 属す る年 度の 末日 まで
川崎市民間 活用推進委 員会	公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者		2年	川崎市民間 活用推進委 員会	公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者		2年
川崎市公共 事業評価審 査委員会	社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者		2年	川崎市公共 事業評価審 査委員会	社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者		2年
川崎市財政 局民間活用 事業者選定 評価委員会	財政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者		2年	(新設)					
川崎市入札 監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関して調査審議すること。	3人	学識経験者		3年	川崎市入札 監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関して調査審議すること。	3人	学識経験者		3年

改正後					改正前				
川崎市政府 調達苦情検 討委員会	政府調達に関する協定の対 象となる調達に係る供給者 からの苦情の内容及びその 解決に関して調査審議する こと。	3人	学識経験者	3年	川崎市政府 調達苦情検 討委員会	政府調達に関する協定の対 象となる調達に係る供給者 からの苦情の内容及びその 解決に関して調査審議する こと。	3人	学識経験者	3年
川崎市市民 文化局民間 活用事業者 選定評価委 員会	市民文化局が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市市民 文化局指定 管理者選定 評価委員会	市民文化局が所管する公の 施設における指定管理者制 度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市自治 功労賞選考 委員会	市民の福祉の増進及び市民 自治の推進に貢献し、特に 顕著な功績のあった者の選 考に関して調査審議するこ と。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 関係行政機 関の職員 (4) 市職員	委嘱 され、 又は 任命 され た日 から 賞の 贈呈 が終 了す る日 まで	川崎市自治 功労賞選考 委員会	市民の福祉の増進及び市民 自治の推進に貢献し、特に 顕著な功績のあった者の選 考に関して調査審議するこ と。	5人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 市議会議 員 (3) 関係行政 機関の職員 (4) 市職員	委嘱 され、 又は 任命 され た日 から 賞の 贈呈 が終 了す る日 まで
川崎市多文 化共生社会 推進協議会	国籍、民族又は文化の違い を豊かさとして生かし、全 ての人が互いに認め合う多	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員	2年	川崎市多文 化共生社会 推進協議会	国籍、民族又は文化の違い を豊かさとして生かし、全 ての人が互いに認め合う多	5人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 関係団体	2年

改正後					改正前				
	文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。					文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。		の役職員	
川崎市文化賞等選考委員会	市の文化、芸術、地域社会、市民福祉、スポーツ等において、その向上及び発展に尽力し、特に顕著な功績のあった者の選考に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から賞の贈呈が終了する日まで	川崎市文化賞等選考委員会	市の文化、芸術、地域社会、市民福祉、スポーツ等において、その向上及び発展に尽力し、特に顕著な功績のあった者の選考に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から賞の贈呈が終了する日まで
川崎市こども未来局民間活用事業者選定評価委員会	こども未来局が所管する事務における民間事業者の活用を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市保育所等整備事業者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	こども未来局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
川崎市保育所入所児童等健康管理委員会	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を利用し、又は利用することが予定されている保育を必要とする乳児又は幼児の健康管理に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 市職員	2年	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を利用し、又は利用することが予定されている保育を必要とする乳児又は幼児の健康管理に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 市職員	2年
川崎市保育所等整備事業者選定委員会	保育所を設置し、又は小規模保育事業を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	2年	川崎市保育所等整備事業者選定委員会	保育所を設置し、又は小規模保育事業を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	2年
川崎市経済労働局民間活用事業者選定評価委員会	経済労働局が所管する事務における民間事業者の活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会	経済労働局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市産業振興協議会	産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年	川崎市産業振興協議会	産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年
川崎市観光振興計画推進委員会	観光の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他観光の振興の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 観光事業に従事する者 (4) 市職員	2年	川崎市観光振興計画推進委員会	観光の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他観光の振興の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 観光事業に従事する者	2年

改正後					改正前				
川崎市農業振興計画推進委員会	農業の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他農業の振興の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 農業に従事する者 (3) 関係団体の役職員 (4) 市民	3年	川崎市農業振興計画推進委員会	農業の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他農業の振興の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 農業に従事する者 (3) 関係団体の役職員 (4) 市民	3年
かわさきマイスター選考委員会	市内に居住し、又は在勤し、及び長年にわたり同一の職種に従事する者であって、卓越した技術又は技能を有するものの選考に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	3年	かわさきマイスター選考委員会	市内に居住し、又は在勤し、及び長年にわたり同一の職種に従事する者であって、卓越した技術又は技能を有するものの選考に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	3年
川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会	環境局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会	環境局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選定に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員	委嘱された日から当該日の属する年	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選定に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員	委嘱された日から当該日の属する年

改正後					改正前				
				度の 末日 まで					度の 末日 まで
川崎市廃棄物処理施設 専門家会議	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関して調査審議すること。	7人 以内	学識経験者	2年	川崎市廃棄物処理施設 専門家会議	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関して調査審議すること。	7人 以内	学識経験者	2年
川崎市健康福祉局民間 活用事業者 選定評価委 員会	健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市健康福祉局指定 管理者選定 評価委員会	健康福祉局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
(削除)					川崎市健康福祉局健康福祉関係施設整備事業者選定委員会	健康福祉局の所管する事務に関する施設の設置、運営等によって公共的なサービスを提供する民間事業者の選定（川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会の所掌事務に属するものを除く。）に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者	2年
川崎市福祉サービス第 三者評価事 業推進委員	高齢者、障害者及び障害児並びに児童に対する福祉サービスの第三者による評価の手法、基準その他当該評	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員	2年	川崎市福祉サービス第 三者評価事 業推進委員	高齢者、障害者及び障害児並びに児童に対する福祉サービスの第三者による評価の手法、基準その他当該評	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員	2年

改正後					改正前				
会	価の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。				会	価の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。			
川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 関係団体の役職員 (2) 市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年	川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 関係団体の役職員 (2) 市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年
(削除)					川崎市高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等構築を行う民間事業者の選定に関する調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱され、又は任命された日から令和4年3月31日まで	
川崎市感染症対策協議会	感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置に関して調査審議すること。	26人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年	川崎市感染症対策協議会	感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置に関して調査審議すること。	26人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年
川崎市医療	川崎市医療安全相談センタ	9人	学識経験者	2年	川崎市医療	川崎市医療安全相談センタ	9人	学識経験者	2年

改正後					改正前				
安全相談センター運営協議会	一の活動の方針及び相談の事例に関して調査審議すること。	以内			安全相談センター運営協議会	一の活動の方針及び相談の事例に関して調査審議すること。	以内		
川崎市精度管理専門委員会	衛生検査所への立入検査及び精度管理の指導に関する事項その他検査精度の向上のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	学識経験者	2年	川崎市精度管理専門委員会	衛生検査所への立入検査及び精度管理の指導に関する事項その他検査精度の向上のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	学識経験者	2年
川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年
川崎市まちづくり局民間活用事業者選定評価委員会	まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定 (川崎市都	10人以内	学識経験者	2年	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	建設緑政局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
	市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。								
川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	2年	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	2年
川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会	等々力緑地の再編整備に関する計画の策定その他等々力緑地の再編整備の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市民	2年	川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会	等々力緑地の再編整備に関する計画の策定その他等々力緑地の再編整備の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市民	2年
川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	港湾局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市臨海部国際戦略	臨海部国際戦略本部が所管する事務における民間事業	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				

改正後					改正前				
本部民間活用事業者選定評価委員会	者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。								
川崎市危機管理本部民間活用事業者選定評価委員会	危機管理本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会	川崎区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会	川崎区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	川崎区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	川崎区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年
川崎市幸区民間活用事業者選定評価委員会	幸区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して	10人以内	学識経験者	2年	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会	幸区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
	調査審議すること。								
川崎市幸区 市民提案型 協働事業審 査委員会	幸区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	川崎市幸区 市民提案型 協働事業審 査委員会	幸区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年
川崎市中 原区民間活 用事業者選 定評価委員 会	中原区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市中 原区指定管 理者選定評 価委員会	中原区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市中 原区市民提 案型協働事 業審査委員 会	中原区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員 (3) 市職員	2年	川崎市中 原区市民提 案型協働事 業審査委員 会	中原区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団 体の役職員 (3) 市職員	2年
川崎市高 津区民間活 用事業者選 定評価委員 会	高津区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市高 津区指定管 理者選定評 価委員会	高津区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市高 津区市民提 案型協働事 業審査委員 会	高津区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者	2年	川崎市高 津区市民提 案型協働事 業審査委員 会	高津区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
川崎市宮前 区民間活用 事業者選定 評価委員会	宮前区が所管する <u>事務</u> における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市宮前 区指定管理 者選定評価 委員会	宮前区が所管する <u>公の施設</u> における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市宮前 区市民提案 型協働事業 審査委員会	宮前区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	(新設)				
川崎市多摩 区民間活用 事業者選定 評価委員会	多摩区が所管する <u>事務</u> における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市多摩 区指定管理 者選定評価 委員会	多摩区が所管する <u>公の施設</u> における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市多摩 区市民提案 型協働事業 審査委員会	多摩区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	川崎市多摩 区市民提案 型協働事業 審査委員会	多摩区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年
川崎市麻生 区民間活用 事業者選定 評価委員会	麻生区が所管する <u>事務</u> における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市麻生 区指定管理 者選定評価 委員会	麻生区が所管する <u>公の施設</u> における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年
川崎市消防局民間活用事業者選定評価委員会	消防局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市メディカルコントロール協議会	医師による救急救命士に対する指示並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制の整備並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関して調査審議すること。	11人	(1) 医師 (2) 医療関係者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年	川崎市メディカルコントロール協議会	医師による救急救命士に対する指示並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制の整備並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関して調査審議すること。	11人	(1) 医師 (2) 医療関係者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年
川崎市危険物等保安審議会	危険物、石油、高圧ガス等の保安の確保に関して調査審議すること。	20人以内	学識経験者	2年	川崎市危険物等保安審議会	危険物、石油、高圧ガス等の保安の確保に関して調査審議すること。	20人以内	学識経験者	2年
川崎市コンビナート安全対策委員会	京浜臨海地区の区域その他の区域における火災及び危険物に係る流出等の事故の調査並びに当該事故の防止等のため講ずべき施策その他必要な事項に関して調査審議すること。	4人以内	学識経験者	2年	川崎市コンビナート安全対策委員会	京浜臨海地区の区域その他の区域における火災及び危険物に係る流出等の事故の調査並びに当該事故の防止等のため講ずべき施策その他必要な事項に関して調査審議すること。	4人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
別表第2（第2条～第5条関係） 教育委員会の附属機関					別表第2（第2条～第5条関係） 教育委員会の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
川崎市教育 委員会事務 局民間活用 事業者選定 評価委員会	教育委員会が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市教育 委員会事務 局指定管理 者選定評価 委員会	教育委員会事務局が所管す る公の施設における指定管 理者制度の導入の適否並び に指定管理者の選定及び評 価に関して調査審議するこ と。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市教科 用図書選定 審議会	市立学校において使用する 教科用図書の選定に関して 調査審議すること。	20人 以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の 関係者 (3) 市職員	1年	川崎市教科 用図書選定 審議会	市立学校において使用する 教科用図書の選定に関して 調査審議すること。	20人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 学校教育 の関係者 (3) 市職員	1年
川崎市橘樹 (たちばな) 官衙(かん が)遺跡群 調査整備委 員会	橘樹官衙遺跡群の調査並び に保存、整備及び管理に関 する事項に関して調査審議 すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市橘樹 (たちばな) 官衙(かん が)遺跡群 調査整備委 員会	橘樹官衙遺跡群の調査並び に保存、整備及び管理に関 する事項に関して調査審議 すること。	10人 以内	学識経験者	2年